

国立大学法人東北大学金属材料研究所産学官広域連携センター技術相談利用内規

制定 平成29年9月15日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）金属材料研究所（以下「本所」という。）産学官広域連携センター（以下「広域センター」という。）の職員が行う技術相談について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 技術相談 次号に定める相談者からの申込みについて、広域センターの職員が面談のうえ、その教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって相談者の業務における技術的課題の解決に寄与するものである。
- 二 相談者 企業及び研究機関等の学外の者が、次条により技術相談の許可を受けた者。
- 三 相談員 広域センターに所属する職員（以下「センター職員」という。）であって、産学官広域連携センター長（以下「センター長」という。）の指名により技術相談を行う者をいう。ただし、相談の内容が、センター職員以外の本学所属の職員が適しているとセンター長が判断したときは、当該職員を相談員に充てることができる。
- 四 知的財産 国立大学法人東北大学発明等規程（平成16年規第81号。以下「発明等規程」という。）第2条第1項第1号に定める知的財産をいう。
- 五 知的財産権 前号に規定する知的財産についての権利であって、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、プログラム及びデータベースの著作権、ノウハウの使用権、成果有体物の所有権その他知的財産に関して国内外の法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

(技術相談の申込み及び許可)

第3条 相談者は、別紙様式1をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申込の内容が、相談員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、広域センターの業務の運営に支障がないと認められる場合に限り、これを許可するものとする。

3 センター長は、前項により許可したときは、相談者に別紙様式2により通知するもの

とする。

(技術相談料の納付)

第4条 相談者は、別表に定める技術相談料を本所の発行する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に認めるときは、技術相談料の全部又は一部を免除することができる。

(指導助言内容の利用)

第5条 相談者が技術相談により相談員から得られた指導助言の内容について、相談員の許可なく一方的に公表すること又は宣伝、係争の処理及び政治的・宗教的な主張のために利用することはできない。

(知的財産権)

第6条 技術相談の結果生じた知的財産権の帰属及び取扱い等については、広域センターと相談者が別途協議して決定するものとする。

(知的財産権以外の成果)

第7条 技術相談の結果生じた知的財産権以外の成果に関する取扱い等については、広域センターと相談者が別途協議して決定するものとする。

(秘密の保持)

第8条 相談者が希望する場合は、協議のうえ、秘密保持契約を締結することができるもの

とする。

2 前項の規定にかかわらず、相談員は、相談者から開示された技術上及び営業上の情報を第三者に漏洩又は自らが利用してはならない。

(免責)

第9条 広域センターは、技術相談によって相談者に生じた損害について、相談者に対し

一切の責任を負わないものとする。

(許可の取消し等)

第10条 センター長は、相談者がこの内規に違反したときは、技術相談の許可を取り消す

ことがある。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか技術相談に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

1 この内規は、平成29年9月15日から施行する。

別表

産官学広域連携センター技術相談料

平成29年 月 日

相談形式	料金 ^{*)}
技術相談の申込み・問合せ	無料
相談員が実施する技術相談	10,000 円/一件
調査費用	10,000 円/時間 調査資料入手に関わる費用は実費

^{*)} 消費税別

別紙様式 1

産学官広域連携センター技術相談申込書

平成 年 月 日

国立大学法人東北大学

金属材料研究所産学官広域連携センター長 殿

(住所)

〇〇〇〇株式会社

(職名) 〇〇 〇〇 印

産学官広域連携センターにおける技術相談を申し込みます。

なお、技術相談を受けるに当たっては、国立大学法人東北大学金属材料研究所産学官広域連携センター技術相談利用内規を遵守いたします。

1. 申込者情報

組織名		
所属・役職		
相談者氏名		
連絡先	住所	〒
	TEL/FAX	
	E-mail	

2. 相談事項に関わる情報

相談分野	1. 鉄鋼材料、2. 非鉄材料、3. 環境材料、4. 電子材料、5. セラミックス、6. 加工成型技術、7. 生体・福祉材料、8. エネルギー材料、9. 機能材料、10. 分析・解析、11. その他 ()
キーワード (最大5個)	
相談内容 (具体的に)	
秘密保持契約	1. 契約する 2. 契約しない

3. 経理担当者情報 (請求書送付先)

組織名		
所属・役職		
経理担当者氏名		
請求書送付先	住所	〒
	TEL/FAX	
	E-mail	

※技術相談完了後、本学が発行する請求書に基づき技術相談料を納付して頂きます。

※本学が発行する請求書に記載の納付期限までに技術相談料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付日まで
の日数について年5%の利率で計算した延滞金がかかります。

別紙様式2

産学官広域連携センター技術相談許可書

平成 年 月 日

(住所)

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

国立大学法人東北大学
金属材料研究所産学官広域連携センター長 ㊟

産学官広域連携センターにおける技術相談を許可いたします。

【センター記入欄】

技術相談整理番号		担当教員名	
----------	--	-------	--